

令和5年9月7日現在
健康づくり推進課

■第3条関係（助成対象者について）

質問	回答
年齢制限はありますか？	年齢制限はありません。なお、助成対象者が未成年の場合、申請者は親権者又は未成年後見人となります。
令和4年4月1日より前のがん治療を受けましたが、対象になりますか？	対象になります。
脱毛の副作用を伴うがん治療を受ける予定で、今後の脱毛に備えてウィッグを購入した場合、対象になりますか？	対象になります。 ただし、申請は、脱毛の副作用を伴う治療が開始された日以降になります。なお、現に脱毛したかどうかは問いません。

■第4条（助成対象ウィッグについて）

質問	回答
部分的なウィッグや、部分的に毛髪がついた帽子（ケア帽子等）は対象になりますか？	対象外です。 助成金の対象となるものは、全頭用のウィッグ、及びその装着に必要な頭皮保護用のネットに限ります。
ウィッグを置くスタンドや、日常的なケア用品（クリーナー、リンス、ブラシなど）は対象になりますか？	ただし、全頭に毛髪が付いている帽子は全頭用のウィッグと同等とみなし、対象となります。
貸出（レンタル）によるものは、対象になりますか？	対象外です。 購入されたものに限ります。
1人1台までですか？	個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて申請することができます。 ただし、申請できるのは1人1回限りであり、最初に購入した対象ウィッグの購入日から1年以内に申請する必要があります。
いつ購入したものが対象になりますか？	助成対象となるウィッグは、令和4年4月1日以降に購入されたものに限ります。
販売業者の指定はありますか？	特にありません。

■第5条関係（助成対象費用）

質問	回答
購入する際にかかった消費税は対象になりますか？	対象になります。
通信販売や遠隔地の店舗等で購入した際の送料や、振込手数料などは対象になりますか？	対象外です。 対象費用は、助成対象ウィッグの本体価格（消費税を含む）のみです。

質問	回答
クレジットカードなどの各種ポイントサービスのポイントを利用して購入した場合、ポイント利用分も対象になりますか？	対象外です。 ※ポイント利用分は割引として扱いますので、助成対象費用には含みません。
商品券を使用して購入した場合、商品券使用分も対象になりますか？	ウィッグの支払いに使用した商品券を、助成対象者本人が購入したことが確認できる場合のみ対象となります。(ただし、対象となるのは商品券購入のために実際に支払った金額のみ)

■第7条関係（申請）

・広島県がん患者ウィッグ購入費助成申請書（様式第1号）

質問	回答
助成金の対象者本人以外が申請を行うことは可能ですか？	原則として、助成対象者本人が申請してください。 ただし、助成対象者が未成年の場合は、その親権者又は未成年後見人が申請してください。 ※やむを得ない理由（治療等）により、助成対象者本人が申請できない時は、助成対象者が様式第1号別紙「委任状」を作成した場合に限り、その受任者が申請者となることが可能です。
振込先の口座名義は指定がありますか？	申請者名義の口座に限ります。

・助成金の対象ウィッグの領収証等

質問	回答
領収証には何の記載が必要ですか？	次の項目が、 <u>全て記載</u> されている必要があります。 【必要記載項目】 ①購入日 ②購入者氏名 ※助成対象者又は申請者に限る。 ③当該領収証に係る全ての購入品名及び購入金額の内訳 ※領収証と併せて、内訳書や明細書などを添付し確認できる場合も可。
領収証が手元にない（紛失や未交付の場合等）場合は、どうしたらいいですか？	まずは、購入店に再発行等を依頼してください。 再発行等が難しい場合、レシートや納品書、クレジットカードの明細書など次の事項が全て確認できるものを提出してください。 【必要記載項目】 ①購入日 ②購入者氏名

	<p>※助成対象者又は申請者に限る。</p> <p>③当該領収証に係る全ての購入品名及び購入金額の内訳</p> <p>※領収証と併せて、内訳書や明細書などを添付し確認できる場合も可。</p>
--	---

・脱毛が生じる又は生じるおそれがあるがんの治療を受けた又は現に受けていることが分かる書類等

質問	回答
書類には何の記載が必要ですか？	<p>必要な書類は次の2つです。それぞれ、次の項目が<u>全て記載</u>されている必要があります。</p> <p>医療機関によって様式や内容は異なりますので、必要な項目が全て記載されているか十分に確認してください。</p> <p>◆1つ目：がんの診断及び治療内容が分かる書類</p> <p>【必要記載項目】</p> <p>①助成対象者の氏名</p> <p>②医療機関名</p> <p>③病名</p> <p>④治療内容（抗がん剤名など）とその副作用として「脱毛」に関する記載</p> <p>【具体的な書類の例】</p> <p>・治療や入院に関する同意書、説明書、計画書</p> <p>※複数書類を添付し確認できる場合も可。</p> <p>◆2つ目：がんの治療を受けたことが分かる書類</p> <p>【必須記載項目】</p> <p>①助成対象者の氏名</p> <p>②医療機関名</p> <p>③治療内容（抗がん剤名など）</p> <p>【具体的な書類の例】</p> <p>・診療明細書</p> <p>・お薬手帳</p> <p>※複数書類を添付し確認できる場合も可。</p>

・申請期限について

質問	回答
対象ウィッグを購入する際、分割払いにしたいのですが、助成金の申請はいつまでにすればいいですか？	<p>助成金の申請は、対象ウィッグを購入した日から1年以内に申請する必要があります。</p> <p>分割払いの場合、全ての支払いが完了した日（領収証に記載された日）から1年以内に申請してください。</p>

<p>提出した書類に不備がある状態で申請期限を過ぎてしまった場合は、どうなりますか？</p>	<p>対象ウィッグを購入した日から1年以内に全ての申請書類を提出する必要があります。 提出された書類に不備がある状態で申請期限を過ぎた場合、助成金を支給することはできません。</p>
--	---

■第8条関係（交付決定等）

質問	回答
<p>申請後どのくらいの期間で、助成の可否が分かり、助成金が振り込まれますか？</p>	<p>申請書を受付後、内容を審査し、概ね1か月程度で助成の可否について通知します。 助成決定の場合、振込日はその通知の日から30日以内となります。 なお、申請書類に不備や不足等がある場合、審査に時間を要する、または助成金を支給できないことがあります。</p>